

佐賀県教育委員会
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

佐賀県教育委員会事務局

目次

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 計画の対象、取組期間、目標 | 2 |
| 3 | 実施内容 | 3 |
| 4 | 健康管理に関する取組 | 6 |
| 5 | 進捗管理 | 8 |
| 6 | 関連の計画など | 10 |

1 はじめに

「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい」

これは、佐賀県の教育大綱に掲げる本県の教育目標です。

この目標を果たす鍵は、私たち大人の姿にあります。

学校の教育職員の皆さんが、誇りを持って働いている姿、生き生きと子どもと向き合っている姿こそが、子どもたちが安心して自分らしく伸びようとする背中を押す、最高の応援となります。

こうした認識のもと、改正給特法^{※1}第7条及び第8条、文科大臣指針^{※2}第2章に基づき、学校で働く教育職員の皆さんの適切な業務管理と健康確保を目的とした本計画を策定しました。勤務環境を整えるため佐賀県教育委員会が取り組むべきものを整理しています。

社会が複雑化し、学校への期待が多様化する今、学校と教育職員が担うべき役割を改めて整理し、学校における働き方改革を進めるとともに、主体的な学校運営を後押ししていきます。

佐賀県教育委員会は、本県が目指す教育の実現に向け、本計画を着実に実行してまいります。

※1 令和7年6月18日公布。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」

※2 令和7年文部科学省告示第114号。「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

2 計画の対象、取組期間、目標

(1) 対象

計画の対象は、次のとおりとします。

- ① 対象学校 県立学校（高等学校、中学校、特別支援学校）
- ② 対象職員 ①に在籍する教育職員[※]（改正給特法第2条第2項）

(2) 取組期間

取組期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とします。

(3) 計画の目標

計画の目標は、次のとおりとします。

| 項 目 | 目 標 |
|--|---------------------|
| 1か月の時間外在校時間が45時間以下の教育職員の割合及び1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教育職員の割合 | 100%達成を目指す |
| 1年間における教育職員の1か月平均の時間外在校等時間 | 平均で30時間程度とすることを旨とする |
| 教育職員1人当たりの年次有給休暇の取得 | 14日以上を目指す |

【参考】政府の目標

令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する。

※ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤及び短時間勤務の職）、実習助手及び寄宿舎指導員。

3 実施内容

文科大臣指針で示された「学校と教師の業務の3分類」（以下、「3分類」。）に基づき、県教育委員会では、次のとおり施策等を実施します。

なお、学校でこれまで取り組んできた行事や手法などについては、目的や効果を検証し、“当たり前”となっていることを見直すこと等にも注力していきます。

(1) 学校以外が担うべき業務

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(3分類 ②関係)

学校以外の機関や地域で対応されるケースがほとんどですが、関係者との連携が円滑に図られるよう取り組みます。

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類 ③関係）

学校徴収金は、保護者等の預貯金口座からの引き落としを基本としており、期日までの徴収ができない場合などは、事務職員が徴収・管理を行っています。公会計化については、教育費や給食費の無償化の動向等を踏まえ、対応を検討します。

◆ 地域学校協働活動の関係者間の連携調整等（3分類 ④関係）

関係団体や企業、大学等との連携・調整を教育職員が担っている状況ですが、教育職員の負担軽減に向けて検討していきます。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等 学校では対応が困難な事案への対応

(3分類 ⑤関係)

「保護者等対応ハンドブック」を作成し、学校と共有するとともに、随時バージョンアップを行い、現場の実態に即した役に立つものにしていきます。また、スクールロイヤーなど外部の専門家の活用ができる体制づくりに取り組んでいきます。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答 (3分類 ⑥関係)

事務職員での対応を基本としています。

また、教育職員が学校の本来業務に専念できるよう、県教育委員会事務局からの依頼や照会等は、引き続き厳選していきます。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 (3分類 ⑦関係)

広報媒体の作成や管理運用は、事務職員での対応を基本としていますが、全ての学校において十分な取組には至っていないことから、効果的な方法を検討していきます。

◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (3分類 ⑧関係)

事務職員及び ICT 支援員が中心となって対応しています。

また、専門事業者が対応するヘルプデスクを設け、各学校からの問い合わせに随時対応しています。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 (3分類 ⑨関係)

特定の教育職員に負担が集中しないように取り組んでいます。

民間事業者への委託などの負担軽減について、検討していきます。

◆ 校舎の開錠・施錠 (3分類 ⑩関係)

特定の教育職員に負担が集中しないように取り組んでいます。

開錠・施錠の自動化なども進んでいますが、民間事業者への委託などの負担軽減について、検討していきます。

◆ 校内清掃 (3分類 ⑫関係)

適切な実施回数や範囲などの合理化を進めていきます。

◆ 部活動 (3分類 ⑬関係)

部活動指導員等の外部人材による運用を一部の学校で取り入れています。

教育職員の負担軽減を図る取組を検討していきます。

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆ 給食の時間における対応 (3分類 ⑭関係)

栄養教諭や特別支援教育支援員等の協力を得ながら、学級担任の負担軽減を図っており、引き続き取り組んでいきます。

◆ 授業準備 (3分類 ⑮関係)

電子黒板を全ての学校に設置し、デジタル教材の活用を図っています。

また、中高一貫の県立中学校及び特別支援学校では、教員業務支援員を配置して、教育職員の負担軽減を図っており、引き続き取り組んでいきます。

◆ 学習評価や成績処理 (3分類 ⑯関係)

中高一貫の県立中学校及び特別支援学校では、教員業務支援員を配置するとともに、デジタル採点システムの導入など教育職員の負担軽減を図っており、引き続き取り組んでいきます。

◆ 学校行事の準備・運営 (3分類 ⑰関係)

事務職員や教員業務支援員との協働を図っており、引き続き取り組んでいきます。

目的や在り方など、行事そのものについて検討し、教育職員の負担軽減を図ります。

◆ 進路指導の準備 (3分類 ⑱関係)

各種の情報収集等について、事務職員や教員業務支援員と協働するとともに、就職に関する企業等との連携を知事部局と協働して取り組んでいます。

引き続き、取組を推進して教育職員の負担軽減を図っていきます。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (3分類 ⑲関係)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと協働して取り組んでいます。

引き続き、教育職員の負担軽減を図っていきます。

4 健康管理に関する取組

教育職員が生き活きと子どもと向き合うためには、心身の健康を確保する必要があります。このため、教育職員の健康管理に関して、次のことに取り組みます。

(1) 健康管理

- ・ 健康診断（定期、情報機器など）の実施、人間ドック受診にかかる支援
- ・ 出退勤管理システムによる時間外在校等時間の把握
- ・ ストレスチェックの実施
- ・ 安全衛生連絡協議会などの健康管理に関する各種協議会・委員会の開催
- ・ 健康づくりに関する各種研修会の開催
- ・ 長時間勤務の教育職員への産業医面接の実施
- ・ 病気休業者支援事業（セミナーや相談室の開催、臨床心理士等派遣など）の実施

(2) メンタルヘルスケア

- ・ セルフケア^{※1}、ラインケア^{※2}に関する情報紙の発信
- ・ 各種の研修会、講習会の開催
- ・ 相談体制の充実（電話・対面による相談受付、産業医面接や相談員派遣の実施）
- ・ 療養支援、復職支援

また、定年を迎える教員の大量退職に伴い、新任教員が増えている状況を踏まえて、新任教員を対象とした次のことに取り組みます。

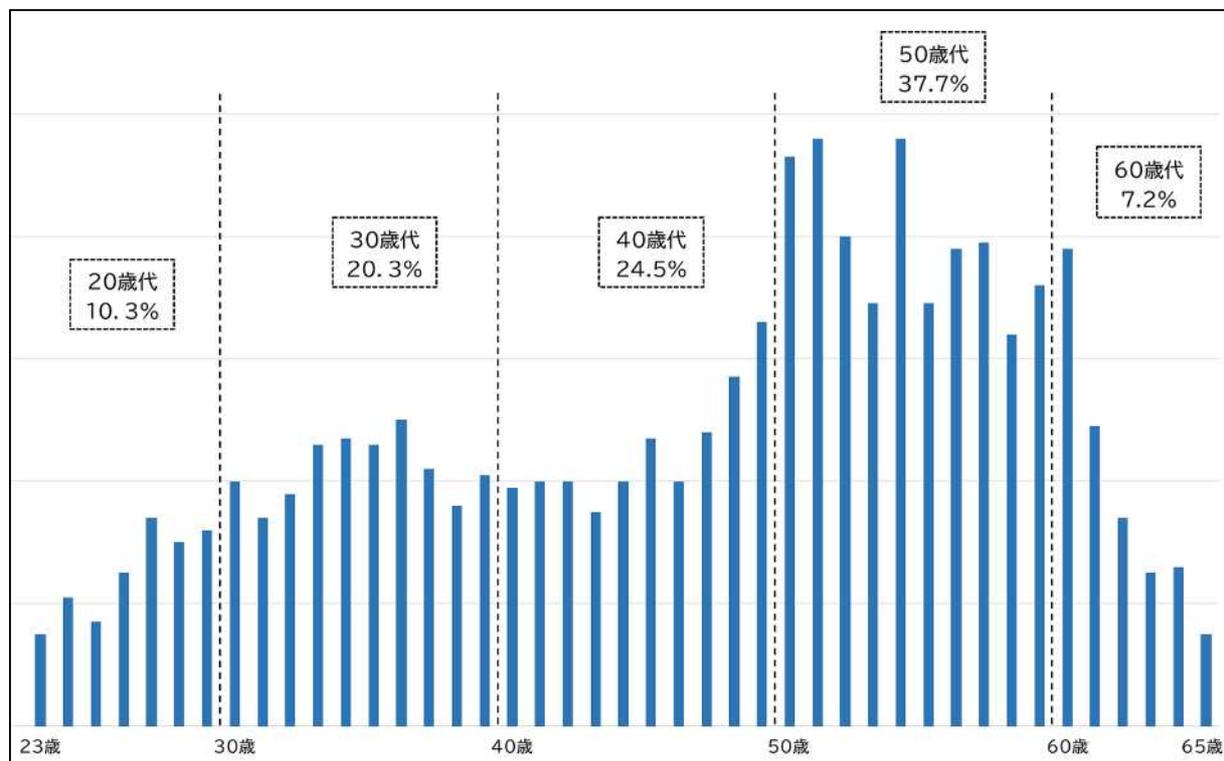
(3) 新任教員への支援

- ・ 教員採用試験合格者への説明会、研修会、学校見学会の実施
- ・ 初任者研修、同期職員の合同研修会の開催などによる交流・仲間づくりの場の創出
- ・ 初任者サポート（学校訪問による授業参観や面談など）の実施
- ・ いつでも、どこでも相談できる悩み相談ステーションの設置

※1 自分自身の心身の健康を保つために、自ら行うケアや行動。

※2 上司（管理監督者）が部下のメンタルヘルスに配慮し、日常的な見守り、相談対応、職場環境の改善を行う取組。

【参考】 県立学校の教育職員の年齢構成



5 進捗管理

計画目標の達成に向けて、次のことに取り組みます。

◇ 毎月の時間外在校等時間の確認

出退勤管理システムにより、時間外在校等時間を毎月確認します。

(直近の状況)

県立学校全体では、教育職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間は、減少してきていますが、全日制の普通科 及び 中学校 で30時間を超えている状況です。

【参考】 教育職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間

| 県立学校 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全体 | 31時間12分 | 28時間50分 | 27時間52分 | 27時間10分 | 25時間43分 |
| 全日制)普通科 | 40時間54分 | 38時間37分 | 37時間15分 | 35時間51分 | 34時間30分 |
| 全日制)専門高校・総合学科 | 33時間43分 | 33時間00分 | 32時間01分 | 31時間08分 | 29時間15分 |
| 定時制・通信制 | 12時間48分 | 12時間33分 | 11時間43分 | 10時間56分 | 11時間26分 |
| 特別支援学校 | 21時間23分 | 19時間25分 | 18時間49分 | 18時間59分 | 17時間07分 |
| 中学校 | 37時間51分 | 34時間17分 | 33時間15分 | 32時間46分 | 32時間51分 |

また、1か月の時間外在校等時間が45時間を超えている教育職員が400名を超えている状況にあり、うち 80 時間を超えている教育職員が 30 名を超えている状況です。

【参考】 時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の状況

| 県立学校 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 月45時間超過者(割合) | 520人 (22.0%) | 524人 (19.5%) | 488人 (18.2%) | 481人 (17.9%) | 419人 (15.7%) |
| うち月80時間超過者(割合) | 45人 (1.9%) | 50人 (1.8%) | 46人 (1.7%) | 38人 (1.4%) | 32人 (1.2%) |

◇ 毎年の年次休暇取得状況の調査

毎年1月に取得状況調査を行い、年次休暇の取得状況を確認します。

(直近の状況)

令和5年までは、取得日数が増加しており、令和5年は14日以上の基準を達成していましたが、令和6年・令和7年は全体で減少しています。

【参考】 各年(1月1日~12月31日)における教育職員一人当たりの年次有給休暇取得日数

| 県立学校 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 | 11.7日 | 12.1日 | 13.0日 | 14.3日 | 13.3日 | 12.8日 |
| 高等学校 | 11.2日 | 11.3日 | 12.0日 | 13.2日 | 12.4日 | 12.0日 |
| 特別支援学校 | 13.0日 | 13.9日 | 15.3日 | 16.6日 | 15.4日 | 14.4日 |
| 中学校 | 9.9日 | 10.8日 | 12.9日 | 15.3日 | 13.0日 | 13.1日 |

6 関連の計画など

計画と関連する施策方針や計画は、次のとおりです。

○ 佐賀県教育大綱 Vol.3

佐賀県の子どもたちに、どのように育ててもらいたいのか、など
これからの佐賀県の教育施策の方向性を定めています。

佐賀県教育大綱 Vol.3 の内容はこちら



○ 令和7年度 佐賀県教育施策実施計画

令和7年度に実施する佐賀県の教育施策の具体的内容を
まとめた計画です。

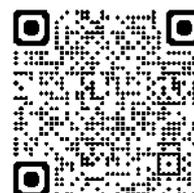
佐賀県教育施策実施計画の内容はこちら



○ 佐賀県公立学校特定事業主行動計画

佐賀県の公立学校に勤務する職員の女性活躍推進と子育て
支援（次世代育成支援）を進めるために策定する計画です。

佐賀県公立学校特定事業主行動計画の内容はこちら



○ 佐賀県施策方針 2023

「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」基本理念に掲げ、
佐賀県の主要施策の指針を整理しています。

佐賀県施策方針 2023 の内容はこちら



この計画に関する お問い合わせ先

佐賀県教育委員会事務局
教職員課 働き方改革推進担当